

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年6月20日）

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録

日時 平成28年6月20日（月） 開会時間 午前11時16分
閉会時間 午前11時50分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 土橋 亨
副委員長 久保田松幸
委員 中村 正則 山田 一功 桜本 広樹 渡辺 英機
鈴木 幹夫 大柴 邦彦 永井 学 佐藤 茂樹

委員欠席者 な し

議題 平成28年2月山梨県議会定例会閉会日が流会した原因の調査に関する事。

会議の内容

土橋委員長 ただいまから、平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する調査特別委員会を開会いたします。

お手元に前回の内容を配付してありますので、調査票と併せて各位の御意見を伺いたいと思います。事務局に概要を読ませます。

高野議事調査課長 それでは前回の要約を読ませていただきます。配付資料についてでございます。

1 3月23日の動きを時系列に整理したのについて、「午後4時58分ころ再開の放送」と入れてほしい旨の意見があったため、委員長が休憩を宣告し、訂正したものを事務局が配付しました。

2 調査の集計結果に調査票（個票）が回答どおりに反映されていなかった箇所があったため、再度、内容の確認をするよう事務局に指示がありました。

3 調査票中「全国初の流会となった考えを」に対する回答に、個人名を書いて提出している議員がいるが、調査の集計結果には個人名が入っていないため、正確に記載するよう事務局に指示がありました。

次に調査結果に対する意見についてということで、当日出た意見についてです。まず、1つ目、議長についてでございます。

「議長から再開についての相談があったか」は、全員が「ない」と回答。「議会事務局長から再開についての相談があったか。」は、全員が「ない」と回答。「議長は流会を回避する必要があったと思うか。」は、議員38名中36名が「回避する必要があった」と回答。この結果を見ると、議長が何もしていなかったということがはっきりわかった。議長の責任は甚大であるため、また協議していくとの意見がありました。

2つ目、議長は会議規則第9条第1項により「議長においては必要があると認めるときには会議に宣告することにより延長することができる」となっているが、これを行わなかったのは流会を回避する意志がなかったということ。これにより流会の責任は議長にあると思っている。

3つ目、議長のアンケートを見て「全国初の流会になったが流会についての考

えを」という質問で、「一部の議員の退席により予算案の審議ができなかったのは申し訳なく思っている」とある。流会についてどう考えるかということであり、議員が退席したのは議案に対しての話で、その後起こった流会についての話なので、この議長の答え、考え方自体が少しずれている。

4つ目、原因についていろいろあるが、今はないが、その会派では実力者、当時の議会事務局長のアンケートをみると、議長から何ら相談がなかったという内容であるが、議長だけに責任を押しつけるように見える。このままだと議長の責任になるが、もっと本質を深めないと、流会の事実は出てこない。今のままでそこまでできるかわからないが、皆さんの意見を聞きたい。

5つ目、山下副知事の話は承知しているが、各会派を回ってまず予算を通そうとするのは議長の仕事。議長が行動しないから執行部がきた。この事実を議長に問わなければならない。

次に議会事務局長についてです。

「議会事務局長から相談があったか」の問いには、議員全員が「なかった」とある。議会事務局長は地方自治法第138条第7項によって「事務局長は議長の命を受け、その他の職員は上司の指揮を受けて議会に関する事務に従事する」とされている。議会のプロとして議長が誤った判断をしたときは、事務局がしっかりと指導を行うべきだが、それをしなかったのは、事務局長も責任は重い。

次に副議長についての意見です。

「議長は流会を回避する必要があったと思うか」という問いに、副議長が「いい」というのはどういうことか。議長と副議長は議会を円滑に納めるのが第一の仕事であって、それがわかっていないというのは不資格だと感じる。

次に議会運営委員会についての意見です。

議長の責任は重いと思うが、議会の機能も役割を果たさなかった。最終権限は議長だが、議会運営委員会も制度としてあり、そこも機能していなかったのが今回の不幸な結果だと思う。

2つ目、議会運営委員長になんとかしてほしいと、委員長が3回ほど職員に言った。その職員も議会事務局長に伝え、「再開に向けての協議中であり、今しばらく待ってほしい」とのことだった。議運の委員長だけでなく、副委員長や委員も責任を感じているが、その努力をしても「協議中」ということで延ばされた。そのような状況で、流会を阻止する努力をしても、あの時点ではできなかった。議運の委員長の責任を言われるのもわかるが、議運を開いてくれと言っても出来なかったのが事実である。

次にその他の意見です。

3月25日の山日新聞に第2会派の自由民主党山親会控室前で、議会再開を要請した山下誠副知事らに議長が辞めないで議場に帰らないような発言があったと掲載されている。その辺を抜いて、4時55分からのことを調査しても、議長の責任も、事務局長の責任も重いと思うが、議員一人一人が持っている責任の中にもある。

今後の協議についての意見でございます。

アンケート用紙も正確でない。流会の原因を明らかにするには、関係者から聞き取りを含む、詳細な調査が必要だと考える。この特別委員会では流会の原因を明らかにすることはできない。特別委員会ではなく、関係者の出頭や証言、記録の提出を求めることのできる強い調査権限を持つ百条委員会を設置し調査することを提案する。本来なら、最初から百条委員会にするべきだったと思う。議長のアンケート内容も正確ではないと思われ、調査権限のある委員会を作らなければ、特別委員会で議論しても結論は平行線である。

2つ目、今回の件では、百条委員会は馴染みにくいものだと思う。この委員会で関係者を一度も呼んでいない状況で百条委員会とは時期尚早である。今回アンケートを集めたばかりで、もう百条委員会を設置するのはどうか。できないとは言わないが、無理矢理理論構成するものだと思う。

3つ目、百条委員会は議会にとっても重いもの。どの点について百条委員会をしたいのか根拠を示し、また、4時58分ごろ着席していたというが、副知事と総務部長が会派を回ったときの各会派の対応はどうだったかを示した上で、決を採っていただきたい。

4つ目、執行部は真っ先に行くのは、議長のところであるので各会派を回った理由や、議長とどういう話をしたのか聞きたい。この特別委員会で執行部を呼んで精査できないならば、百条委員会で聞くべきかと思う。

5つ目、まず、今日の審議内容を、20日の本会議に委員会報告していただきたい。特別委員会では、関係者から意見を聞くことができるかわからないので、調査権のある委員会に移行することを進言する。

6つ目、詳細に調査をしなければならないので、百条委員会の設置等については委員長に一任したい。

土橋委員長からです。

百条調査権は、委員会ではなく本会議で認められたもの。本会議か代表者会議で中間報告をさせてもらい、百条委員会について検討させてもらいたい。

次回は本日の内容の要約について示すので、意見をいただき、委員長報告も含め百条委員会についても話し合いたい。以上でございます。

土橋委員長 今、前回の要約をしてもらいました。これについて何か御意見はありますか。

桜本委員 今後の協議というところを見ていただけますか。一番上の「アンケート用紙も正確でない。流会の原因を明らかにするには、関係者の聞き取りを含む」という、まだ、関係者から聞き取りも特別委員会ではできていないと思います。マル6の今後の協議についての4番目、「執行部は真っ先に行くのは」というところですが、この特別委員会に執行部を呼んで精査できないならば、ここについてはまだ執行部を呼んで精査できていないと思います。次の1行、「今日の審議内容を20日に委員長報告していただきたい」、その次「特別委員会では関係者から意見を聞くことができるかわからないので」ということで、まず、関係者から意見を聞いていないというか、関係者に対して意見を聞く行動をとっていない中で、まだ、特別委員会が行う委員会の責務というものがあると思いますが、そこを通して、そのあとにどのような考え方を持つのかということ、やっていただきたい。その部分が抜けていると思うんですが、皆さんいかがでしょうか。

大柴委員 今で文章の違うところを聞きたいんだけど、議会運営委員会のところで、上から2つ目、議会運営委員長に何とかしてほしいと、委員長が3回ほど職員に言ったとあるんですけど、「議会運営委員長が」ですか。

山田（一）委員 「議会運営委員長になんとかしてほしいとお願いし、委員長が3回ほど職員に言った」ですよ。

大柴委員 意味としてはそういうことにしてもらって、先ほども桜本委員が言いましたけれども、やはり、しっかりと聞かないと、分からないところはいくらでもあるわけです。こちらの方の回答一覧表にですね、25番水岸議員のところを見ると、

当時の局長がそれを静止したとかですね。議事調査課長に対して、「貴様何の権限があってそんなことやっているんだ。」と言っていたんだと。恫喝したと書いてあります。そして、議員2人が職員が来たけれどもまた帰ったとか書いてあります。この辺は、特別調査委員会を百条でやらないと収拾がつかないと思う。しっかり聞き取れないので。これは調査権を持った委員会を設置すべきと思います。

桜本委員　　大柴委員の話もごもっともだと思います。ただこの特別委員会で、関係者に対して聴取をまだしていないにもかかわらず、できないのではないのかなという憶測ではなくて、例えば、この委員会の中でお話を聞きたいので、出てきてくれませんかということをしなから、出てこないのであれば、その上の百条委員会ということもありますが、まだその段階のこともしていない中で、その先に進めるといいうことは、この特別委員会の役目を終えていないという、まだそのような段階だと思います。

鈴木委員　　勘違いをしては困るけれども、この特別調査委員会は継続しています。要は、委員も全て同じなんです、そこへ調査権を持たせてくださいということで、今日、多分賛成多数で議決するならば、そういう方向になるのだから、要は調査権をこの委員会が持つか持たないかだけのことである。新たに百条委員会を立ち上げるのではないんです。そこだけよく御理解をいただきたい。この委員会は存続するんですよ。

山田（一）議員　　前回も言いましたように、鈴木委員の議論もあるんですが、この間11時に開会をして、10分間これを見させていただいて、12時ちょっと前の段階で久保田委員から百条委員会の設置という調査権を持たせるとい、もう少しこの委員会の機能を発揮してない、発揮している最中で、いきなり百条委員会の話が出たのでびっくりしました。この特別委員会も議会の議決により設置をされて、まだ機能のスタートラインに少し立ったくらいのところ、1時間も経たない中で百条委員会の提案をされたということもありますし、そのときに言いましたように、この委員会の中の権限の範囲の中で、行政関係の皆さんや議員も含めて、呼び出していく作業が、まず、第一段階にあるのに、ある意味ここを放棄して、次に移るようなイメージがありました。百条委員会はこの委員会とは別に本会議に上程される話なので、この委員会に即さま、鈴木委員が言うように調査権を持つということとは、結果は同じになるかもしれませんが、意味合いが違うので、少し問題を整理して進行していただければと思います。

渡辺（英）委員　　前回もそういう御意見をいただきました。しかし、始まって10分という話ですけど、事前に配付した調査票に結果が出ている。今日読んでみましても議長の責任は甚大である。流会になった経緯の中で、議長は行動を起こさなかった。こうしたことが今回の流会につながっている。しかも、執行部も動いた経緯もありますし、そうしたことをこれ以上進めていくためには、調査権がどうしても必要になってくる。でなければ、この特別委員会の調査が詳細にできるという保証というか、裏付けがない。そうしたことから考えると、これだけの回答が出てきたんですから、前代未聞の山梨県の流会事件、これは県政史上、議会人として考えたときに、これほどの汚点はない。県民に対して申し訳ない。一日も早く560万円の補償も議会の責任において解決していかなければならない。そうしたことを考えていったときに、速やかに調査権を使って解決して、一日も早く県議会が正常に改善していく、そうした議会を作るべきだと思います。そうした意味で

も、調査権を持った百条委員会を早急に設定するようと思っています。

桜本委員 調査特別委員会に、対象者について、こういった対象者に意見を求めたいという議論も始まっていません。具体的にその人が、この特別委員会の中で示した方が、その証言というか意見を、まだ拒否もされていない。初めからいうと、絞られてもいない、拒否もされていない、その段階で百条委員会という権限があるものに持っていくのは、時期尚早ではないか。まずは、その中で意見を求めて断られてしまったということであれば、次の段階に行くわけですが、その段階が終わっていない現状を皆様方に認識をしてもらいたいと思います。

鈴木委員 犯人はもう、犯人という言い方はおかしいな、刑事訴訟法では容疑者になるが、これを見るといずれにしても民事なんだけど、議長は少なくとも1人か2人に再開に向けて相談をしたのかと思うが、全員が相談されていないと回答している。もう1つは、当時の事務局長が相談があったかということ「ない」、議員の皆さんも事務局長から相談があったかということ「ない」、これは完全に確信犯という言い方はおかしいが、そのとおりの話が入ってきている。山梨県の中でも、例えば河口湖町でも百条委員会があったけれども、あれは犯人探しが完全にできていない状況の中で10回やったか、どれくらいやったか知りませんが、その上に方向性をつけたけれども、今回の場合は、今日の山日新聞の報道にあるとおり、責任の所在を早く追及して、言われているお金の方も早く解決しなければいけないだろうと。県民感情を考え早急にするには、百条権限をつける。この特別委員会では偽証であっても解決しない。9月になって特別委員会を百条委員会に変えようとしても、もう間に合わない状況になってしまう。先ほども言ったように、この委員会を継続しながら、百条権限を設置すれば、はっきりした内容が早くつかめると言ったわけであって、いろんな考え方があるから仕方ないが、全体の意見の中でそういう方向でいくべきという人が多ければ、そういかなるを得ない。

山田（一）議員 鈴木委員の犯人というのは、民事とか刑事とか出たけれども、刑事にしても疑わしきは被告人の利益にという大原則があるので、全黒にならない限りは、グレーの部分もあるということで、ここでは不適切。ここではそういうことよりも、あのとき想定内のことと、想定外のことが起こったと思っています。つまりある程度多数派だったので、もしかしてどこかで不信任が出るとか、こういう課程は我々も正直想定はしていたんですが、皆さんが議場を去って行ってしまうというのは、私たちも想定していませんでしたし、あのときに確信犯というのはなかったと思っています。皆が疑心暗鬼の中で暗中模索をしている姿を見ていましたし、ここでは白黒つけるということよりも、私は開会日の6日の全員協議会を欠席した身でそんな発言ができるのかなんですが、望月利樹議員が発言した中で、特別委員会を設置したんだから、いわゆる560万円でしたっけ、数字はともかくとして、臨時議会を開いた分の、費用弁償すべきだということを、この委員会の中でも議論してということで、一度もここで議論がされていなくて、全体協議会で受けたその部分の責務も、特別委員会は果たしていない中で、百条委員会の設置というのは二足飛びで時期尚早という、早い話だと思っています。

桜本委員 最後に一点、この経費がかかった部分について、まだ審議がされていません。まずは、かかった費用を特別委員会の中でどのように示すのかということが、山田委員のおっしゃっているように1点欠けているという。そして2点目は、今後百条委員会に向けてということがあるのであれば、まだ我々しかアンケート結果

は見えていないわけですね。見えていないにもかかわらず、見えていない人を百条委員会だから来て証言を求めるというのも、やはり一段階遅れている。まとめたアンケートをもとに、こういうことが指摘されているので、このことについて答えてくれということ踏まえて、その中で発言を拒否されたとか、あいまいなことを言っているとか確定した段階で、次の段階の百条委員会に持っていくというのが筋であって、もし山梨県にわかりづらい部分があれば、他県ではどのような審議の過程の中でやってきたということも、議会事務局に調べていただいて、その中のことも参考にしながら、もし必要であれば次の段階にステップしていくというそういったものが大事だと思います。ここまでのことをしているわけですから、きちっと精査していただきたいと思います。

大柴委員　　今の意見は意見でわかりますが、県民の皆様方からは1日も早い解決を議員の皆さんには望んでいるわけです。これをこの委員会でやっていくと、今までの議論を繰り返し行うだけであって、9月の議会を持って行わないと、この調査権を持った委員会は開けない。ここでしっかりとこのことを決めておいて、しっかりとした調査ができるということであれば、百条委員会をやっていかないと、9月以降またそんなことをしなければならぬ。県民の皆さんはそれを望んでいないわけです。県民の皆さんが望んでいることを我々やるのが一番だと思います。

久保田委員　　早く結論を出し、費用弁償の560万円を早く結論を出して、誰が何パーセントかという率まで出して、これを伸ばすと9月の議会となり、またその先になってしまいますよね。やはり正確なアンケート用紙も出ています。ちょっと疑わしいこともあります。調査権を持った特別委員会でなければ、先へ進まないと思います。証人を呼んだら来ない、来ないから百条では遅いですから、鈴木議員が言ったように、同時に百条委員会をしてほしい。

土橋委員長　　委員長から申し上げます。この委員会で560万円のうち、いくらずつ返すかとかは付託されていません。この委員会はあくまでも、何が原因で、何でこのようなことになってしまったのかを究明する委員会だと思っています。究明する答えが出た段階で改めて全員協議会でこういう結論が出ましたと、大方の話の中でどういう方法でするかにしても、こういうやり方でしっかり調査した結果、このような結論が出ましたと。それで、改めて金額をどうやって返そうかというのは、全員協議会で話し合ってもらうことで、今回、付託されているのに何パーセントで返してとかいうことは入っていないと思っていますので、その辺のところは了解していただきたいと思います。

山田（一）議員　　大柴委員がそういわれたんですが、流会をした議長の重みとか、事務局長の重み、あるいは議運の委員長の重みとか、それらの役職の人たちはもちろんですし、議員一人一人が係る事態を起こさないようにするということの反省こそが県民から付託されている問題に対する答えであると思っているので、本来、5百何十万円という金額もそういう金額なのかも、もちろん決めるんですけど、誰がいくらという加重配分というんですか、そういう問題は仮に百条になってもそんな権限があるのかどうかあるんで、全く違った問題の議論になってきているから、まずこの委員会が、本来持っている権限なりを全部発揮していない状況で、一足飛びにしていくのはおかしいという状況と、県民への理解というのは、私たち自身がこういう委員会を通じて、二度とこういうことを起こさないということが大事であって、早く誰が悪いという結論ではなく、結局は山梨県議会全部が悪いと

いう話でしょうから、そこを取り違えないほうがいいと思いますし、個人の意見ですけど、無尽やなんかで、そこそを言われていると思っていますし、まず、お金を返してからこの議論をしましょうよ。

久保田委員　　まだ平行線の意見が出ていますけれども、これは多数決で決を採っていただきたい。

土橋委員長　　百条委員会ですが意見も出尽くしたようですので、起立により採決をしたいと思います。

山田（一）委員　委員長、委員長、そんな必要ないですよ。中間報告すると言ったんですから、それでやってください。

土橋委員長　　この会として百条委員会を本会議に提出するという採決を取りたいと思います。

桜本委員　　済みませんいいですか。委員会として決を取る権限があるのかということをお聞きしたい。その確認はすべきだと思います。それができるのであれば、それには従いますけど、それを確認してください。

土橋委員長　　いろんな意見が出尽くしましたが、久保田委員の言ったように、ここで地方自治法第100条第1項の権限を委任されるよう委員会提出議案として提出することに賛成の諸君の・・・。

山田（一）委員　ちょっといい。出すはいいけど決を取るのは。決は変ですよ、中間報告してその中で言ってください。

鈴木委員　　そういうことをここで決めないと言えないですよ。

山田（一）委員　休憩動議。休憩優先ですよ。先輩たち、出すのはやむを得ないけど、議場で決を取れば皆さんのほうが多いんだから。決を取らなくてもわかっていますよ。

（休　　憩）

土橋委員長　　委員会を再開します。地方自治法第100条第1項の権限を委任されるよう委員会提出議案として提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、委員会提出議案を議長に提出することに決定されました。

次に委員会の中間報告についてであります。委員長としては本日までの調査状況について、中間報告をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、本委員会に付託されました案件につきまして、中間報告をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年6月20日）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。中間報告の内容については、これを委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。委員長委任の件はお諮りしたとおり決定しました。なお、本日の本会議、並びに自殺対策山梨県議会議員連盟終了後、委員会を開きますので御了承願います。以上で本委員会が予定しました内容は終了しました。なお、配付した資料につきましては回収させていただきます。本日はこれを持って閉会いたします。

以 上

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の
流会に関する調査特別委員会

委員長 土橋 亨